

案
行 政 財 産 使 用 許 可 書

川崎市指令

第 号

住所（法人等の場合は所在地）

氏名（法人等の場合は名称及び代表者の職氏名）

様

令和 ● 年 ● 月 ● 日 付けで申請のあった行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定に基き、次のとおり許可します。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

川崎市長 福田 紀彦

印

| | | | | | | |
|---------------|--|--|----------------|-----------------------|----------------|--|
| 手 続 区 分 | | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消 | | 更新予定の有無 (無) | | |
| 施 設 名 称 | | ●●区役所 | | 財 产 别 | 行政財产 | |
| 所 在 地 | | ●●区●-● | | 会 計 区 分 | 一般会計 | |
| 使 用 目 的 | | 壁面を活用した広告ポスターの掲出 | | | | |
| 使 用 物 件 | 種類 | 筆番号・建物名称等 | 用 途 | 数 量 | | |
| | 建物 | ●●●● | 壁面広告 | ●●●● | m ² | |
| 使 用 期 間 | 許可期間（変更の場合は変更後の許可期間） 令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで | | | | | |
| | 更新前の許可期間（変更の場合は変更前の許可期間） 平成 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで | | | | | |
| 使 用 料 | 使用料 (年額) ●●●● 円 (うち消費税相当額 ●● 円) | | | | | |
| | 減免適用の場合の減免割合 / 100 (財産条例第6条第 項第 号適用) | | | | | |
| | 納 入 額 等 | 令和 3 年度 ●●●● | 円 | (納期限 令和 3 年 4 月 30 日) | | |
| | | 令和 年度 | 円 | (納期限 令和 年 月 日) | | |
| | | 令和 年度 | 円 | (納期限 令和 年 月 日) | | |
| | | 令和 年度 | 円 | (納期限 令和 年 月 日) | | |
| 令和 年度 | | 円 | (納期限 令和 年 月 日) | | | |
| 許可条件 裏面記載のとおり | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | |
| ●● | 局 | ●● | 部 | ●● | 課 担当 ● 電話 ●● | |

(不服申立の教示)

この使用許可について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この許可書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

案

許可条件

- 1 財産を使用目的以外に使用してはならない。
- 2 財産を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 財産の原状を変更し、又は財産に工作物等を設置してはならない。ただし、市が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。
- 4 財産を使用するための必要費、財産に投じた有益費その他の費用を市に請求することはできない。
- 5 使用者の責に帰すべき事由により財産の全部又は一部を滅失若しくは毀損した場合は、原状に回復し、又はその損害を賠償する義務を負う。
- 6 財産の使用に伴い市に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負う。
- 7 財産の使用について、市が実地に調査し、資料の提出若しくは報告を求め、又は財産の維持管理のために必要な指示をしたときは、これに応じなければならない。
- 8 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、すみやかに財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。
- 9 次のいずれかに該当するときは、市は許可を取り消すものとする。市は、許可の取消しによって使用者に生じた損失を補償しない。
 - (1) 公用又は公用に供するため、財産を使用する必要が生じたとき。
 - (2) 使用者に許可条件に違反する事実があると認められるとき。
 - (3) 許可申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (4) 使用者が暴力団等であることが判明したとき。
 - (5) 別途締結する広告掲載契約第9条第1項及び第10条第1項の規定により契約を解除したとき
- 10 住所又は氏名を変更したときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- 11 財産の附帯設備等の使用に伴う光熱水費等（相当額）を負担しなければならない。
- 12 既納の使用料は還付しない。ただし、9（1）に該当する場合は除く。
- 13 許可期間中に消費税率等が変更になった場合は、当該税率等が適用される日以後の使用料を変更する。
- 14 別途締結する広告掲載契約の各規定を順守すること。